

令和8年度 横須賀商工会議所 小規模事業者 ICT 補助金 『はじめての一步』 公募要領

1 当補助金の目的

人手不足が深刻化する小規模事業者が実施するデジタル技術の活用により業務効率化を図る事業に要する経費に対し補助することで、持続的な発展と地域経済の発展を目指します。

2 補助内容

本補助金に係る補助率及び補助上限額は、補助率 3 / 4 以内 補助上限額30万円

3 実施事業のヒアリング

申請に際しては、横須賀商工会議所にご相談いただき、課題解決に最適なデジタル化対象業務を明確化します。対象となる事業については、ヒアリングシート（書式あり）にまとめてご提出ください。

4 専門家との面談

ヒアリングシートを提出した事業者は、横須賀商工会議所が指定するIT支援相談員との面談を行い、課題の整理と効果的に支援を行うためのアドバイスを受けていただきます。当面談の内容を基にして、補助事業計画書（書式あり）を作成、提出してください。

5 補助対象者

1 横須賀市内に事業所を有する事業者

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外） 常時使用する従業員の数・・・30人以下

宿泊業・娯楽業 常時使用する従業員の数・・・30人以下

製造業その他 常時使用する従業員の数・・・30人以下

対象外の業種：・医師、歯科医師、助産師

・系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者についても同様）

・協同組合等の組合（企業組合・協業組合を除く）

・一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人

・医療法人、宗教法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、任意団体

2 専門家との面談時点において開業後6か月以上経過した事業者であること。

6 補助要件

- (1) 本公募要領に沿う事業であること
- (2) ICTを活用して業務効率化がはかれる事業であること
- (3) 作成したヒアリングシートをもとに、横須賀商工会議所が指定するIT専門家との面談を行うこと
- (4) 専門家との面談時点で事業開始から6か月を経過した事業者であること
- (5) 申請日時点で、実態のある事業を営んでいる横須賀市内の事業者であること
- (6) 事業実施期間内に、「発注、納品、利用等」及び「支払い」が完了する事業であること
- (7) 国税・県税・市税の未納がないこと
- (8) 許可等が必要な事業を行う事業者においては、補助事業実施前に許可を取得できること
- (9) 公序良俗に反しない事業であること 反社会勢力・暴力団員等に関与する者でないこと
- (10) 事業計画書等の提出時において、パートナーシップ構築宣言を作成・公表していること
- (11) 事業計画書の提出時において、セキュリティアクション自己宣言一つ星以上を取得していること

7 公募期間

令和8年6月1日（月）から ※申請は先着順で受け付け、予算額に達した時点で受付を終了します。

8 事業実施期間

交付決定日から令和8年12月31日（木）まで。

交付決定日から令和8年12月31日（木）までに実施した事業が補助対象です。

交付決定日以降に「発注・契約・登録・申込等」をし、補助事業の完了日（令和8年12月31日（木））までに「利用開始・納品等」及び「支払い」を完了したものが対象です。

※交付決定日より前に「発注・契約・登録・申込等」をした場合や、令和9年1月1日（金）以降に「利用開始・納品等」及び「支払い」を行ったものは補助の対象となりません。

9 実績報告書の作成について

交付申請事業者は、当事業実施にかかる効果検証を1ヶ月以上の期間において行い、事業報告書を提出すること
事業報告書の提出締切は、令和9年1月29日（金）とする。

10 補助金支給について

実績報告書の内容が承認された事業者には横須賀商工会議所が補助金支給を行う。

1 1 補助対象事業および経費について

補助対象となる事業は、次に掲げる事業とします。

対象経費	内容	取組事例
システム構築費	業種ごとの業務効率化に適したシステムを構築するための経費	顧客管理システム、受発注管理システム 運行管理システム、セルフオーダーシステム 予約管理システム等を新規に構築する費用
ITサービス導入費	業務効率化に適した既存のITサービスを導入するための費用	会計システム、顧客管理システム、契約管理システム、労務管理システム、勤怠管理システム、見積・請求書発行システムの導入、AIツール・WEB会議ツール等の導入に関する費用
広報費	HPでの広報やネット広告を効果的に行うための費用	付加価値のあるホームページの作成および更新・改修にかかる費用、およびネット広告を行うための費用
ネット環境整備費	ネット環境を作り、データ連携や共有を促進するための費用	Wifiなどの設定・設置、データ通信等のネット環境を整備するための費用
委託費	IT専門家への相談費用およびIT事業者が事業への活用にかかる設定を行う費用	エアレジやモバイルオーダー導入にかかる設定作業や公的ではなく民間システム・サービス・広報・ネット環境整備にかかるIT事業者へ委託する作業費用等

(サブスクリプションサービス等の月額利用料金について)

- ① 支払が年払いの場合、令和8年12月31日（木）までに支払が完了している場合、令和9年3月31日（水）までの利用分が対象
- ② 支払が月払いの場合、令和8年12月31日（木）までの利用・支払分が対象

1 2 補助対象外経費

次に該当する経費は補助対象となりません。

ア 補助事業の目的に合致しないもの

イ 国・県・市町村等が補助する他の制度と重複する事業にかかる経費

ウ 補助対象となる経費と直接関連のない経費又は関連するか判断が難しい経費

交付決定日から令和8年12月31日（木）までに実施した事業が補助対象です。

1 3 申請手続

申請に当たっては、以下書類を横須賀商工会議所事務局まで提出してください。

<申請様式> 申請様式は当所ホームページからダウンロードしてください。

- ①事前相談シート（申請前に事前相談のために使用）（書式あり）
- ②補助事業計画書（書式あり）
- ③補助事業計画で必要となる経費にかかる見積書
- ④開業届の写し（令和8年1月以降開業の場合）
- ⑤令和7年度 決算書・確定申告書（個人事業者）の写し
- ⑥「パートナーシップ構築宣言」作成・公表を行ったことを証する書類の写し
- ⑦「セキュリティアクション自己宣言一つ星」取得を行った証する書類の写し
- ⑧その他の資料（横須賀商工会議所から要請があった場合）

1 4 交付決定

申請された内容について、審査会を開催し、補助金の交付事業者を決定します。

審査の結果、補助金の交付が決定した事業者には個別に通知します（概ね申請から1か月程度）。

1 5 審査について

「審査会」では以下の基準により、応募事業者の審査を行います。一定基準をクリアした事業者を認定します。

審査員は、横須賀商工会議所地域デジタル化推進委員会メンバー（令和6年度で終了）、横須賀商工会議所役職者等で構成され、提出書類により応募事業者の審査を行います。

なお、審査の公正性を高めるため、審査員は、本人もしくは同居の親族が所属している事業所が応募した場合は、審査員を辞退することとする。

- ① 要件審査 対象事業者であるか、補助要件を満たしているか、申請書類に不備、不足はないか
 補助事業に必要な経費と認められるか、見積書の内容が適正であるか
- ② 事業計画審査 a.事業計画の妥当性 b.業務効率化への寄与度 c.営業利益率の向上性

1 6 実績報告

補助事業を行った業者は、令和9年1月29日（金）までに実績報告書を作成し、横須賀商工会議所まで提出することとする。なお、実績報告書の作成に当たっては、最低1ヶ月の期間において効果検証を行い、補助事業の効果が確認できる内容を記載する。

(報告書類)

- ① 補助金実績報告書（書式あり）
- ② 請求書（書式あり）
- ③ 経費支出の証拠書類（発注書等・納品書等・銀行振込明細書等）

※補助事業経費の支払い方法：銀行振り込み、口座振替、
クレジットカード1回払い（令和8年12月31日引き落とし分まで）

- ④ 事業実施の証明書類（写真、申込完了画面の写し等）

1 7 補助金の交付

補助金は、提出いただいた実績報告書と経費支出の証拠書類等により、補助事業が補助金の目的に沿っており、事業実施期間内に実施され、かつ適正に支出されていることが確認できた後に支払います。

補助金の支払いは、不備・不足のない実績報告書類の受理後、1か月程度を予定。

また、補助金を受けた事業者に対しては「補助金振込通知書」を発行します。

1 8 当補助金の税務上の取扱いについて

当補助金の支給を受けた事業者は当補助金の支給額が確定した時点の年度において、事業の税務上の収支につき「雑収入」として計上し計算、申告する必要があります。

（所得税基本通達36-6）および（法人税基本通達2-1-42）

※補助事業及び実績報告が令和8年度中に終了し、かつ補助金の支給が同年度中に行われた場合、当補助金の支給金額は令和8年度中の収入金額として計上することとなります。（個人事業の場合）

1 9 問合せ先

横須賀商工会議所 産業・地域活性課 ICT補助金担当

TEL046-823-0402 （平日9～17時）